



# 騒音・振動・悪臭

本編の51ページ～54ページ

## 騒音

騒音は、直接生活にかかわる公害であり、工場・事業場や建設作業、店舗営業などの事業活動から発生するもの、自動車、航空機、鉄道などの交通手段から発生するもの、一般家庭の電気機器、楽器、ペットなど家庭生活から発生するものなど、発生源は多様です。

平成20年度の苦情件数は、1,055件で、平成19年度（1,283件）に比べ228件減少しています。

## 振動

振動は、騒音と並んで直接生活にかかわる問題であり、工場等の事業活動によって発生する地盤振動が家屋に伝播し、直接又は間接的に不快感を生じさせるものです。騒音公害と同様、隣り合う程度の周囲からの苦情が多く局所的であるという特徴があります。

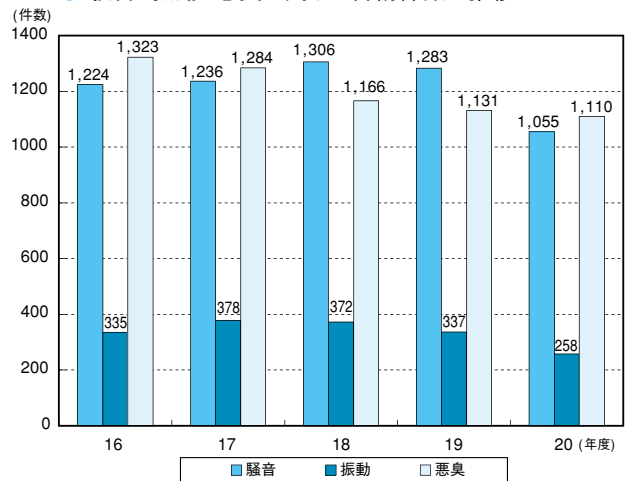
平成20年度の苦情件数は、258件で、平成19年度（337件）に比べ79件減少しています。

## 悪臭

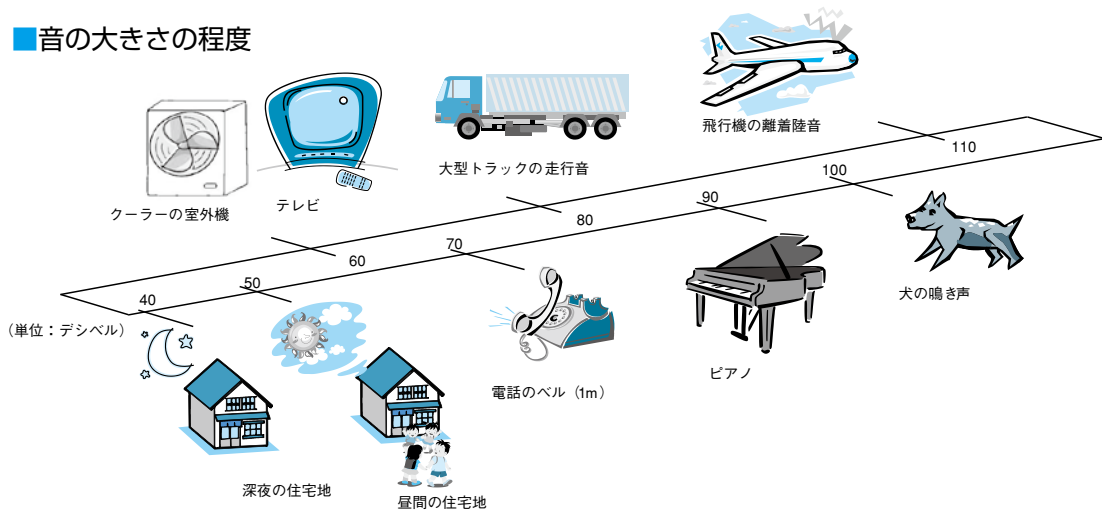
悪臭の苦情は、従来は工場・事業場が主でしたが、最近では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しています。

平成20年度の苦情件数は、1,110件で、平成19年度（1,131件）に比べ21件減少しています。

● 騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移



## ■ 音の大きさの程度



## 騒音・振動対策

県では、法律及び条例により、工場などから発生する騒音・振動の規制を行っています。また、道路交通騒音の深刻な地域においては、重点的に低騒音舗装の敷設などの対策を進めています。

厚木基地周辺では、激しい航空機騒音が周辺住民の生活環境を悪化させています。県は、関係市と連携して国及び米国側に働きかけています。

## 悪臭対策

悪臭問題に対応するため、悪臭防止法に基づき、県では、アンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」で対応してきましたが、最近では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しており、従来の規制方法では対応が困難になってきました。そこで、県では「特定悪臭物質規制」に代えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を平成15年11月から採用し、悪臭問題の解決に対応しています。